

安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

安城市長 三星元人

安城市条例第4号

安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和37年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第204条」を「第204条第3項」に改める。

第3条中「別表第1」を「別表」に改める。

第7条第2項を削る。

第8条を次のように改める。

（旅費の額）

第8条 旅費の額は、次条から第12条までに規定するもののほか、一般職の職員で部長の職務にあるものの例による。

第11条を第15条とし、第10条を第14条とし、第9条を第13条とし、第8条の次に次の4条を加える。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）運賃

（2）急行料金

（3）寝台料金

- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃の額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された航空機により移動するときは最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(宿泊費)

第12条 宿泊費の額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に指定職職員等に適用するものとして掲げる額とする。ただし、安城市職員の旅費に関する条例（令和8年安城市条例第 号）第12条ただし書に規定する場合に該当する場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

別表第1市長の項中「1,044,000円」を「1,084,000円」に改め、同表副市長の項中「855,000円」を「888,000円」に改め、同表教育長の項中「751,000円」を「780,000円」に改め、同表を別表とする。

別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。